

# 第 4 章

## 施策の基本的方向

## I の柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

### 1 自己形成支援・健康と安心の確保

#### 1 「日常生活能力」と「学力」の向上、「多様な活動機会」の確保（重点方策）

##### 【現状と課題】

##### ● 道徳教育の推進

子どもの規範意識や倫理観が十分に身に付いていない、といった指摘がされています。「千葉県道徳教育推進委員会最終提言（平成 22 年 11 月）」このような中、道徳教育は、次代を担う子どもたちの豊かな人間性を育み、人としてよりよく生きていく上で欠くことのできないものであり、その充実が一層求められています。

##### ● 「日常生活能力」の向上

県が行った小学生及びその保護者等を対象とした実態調査（「学童期からの生活習慣病予防事業報告書（平成 23 年 3 月）」から、「早寝・早起き・朝ごはんが実践できている子どもは肥満が少なく、他の生活習慣も全般に良好で、精神的安定性等も相対的に優れていること、保護者の生活習慣が子どもの生活習慣に大きな影響を及ぼしていること」等が明らかになっています。

また、昭和 60 年のピーク時と比較して子どもの体力の低下が見られ、その改善のためには幼児期から、日常の外遊び等の運動を定着させることが必要です。

子ども・若者が生涯にわたり心身共に健康に生きていくために、家庭・学校・地域が連携し、社会全体で食育の推進や体力の向上の取組を行っていく必要があります。

##### ● 「学力」の向上

「全国学力・学習状況調査」の結果から、本県の児童・生徒の正答数及び平均正答率は全国の場合と同様にとらえることができますが、家庭での学習時間が少ないことや、物事を筋道立てて考えることが苦手であるなどの傾向が見られます。

また、教員の指導技術の継承と若手の教員の指導力の向上のための計画的な取組が必要です。

##### ● 「多様な活動機会」の確保

異年齢の子どもや異世代と交流する体験の少なさ、集団での生活体験や自然体験の減少、ゲームなどバーチャルな環境での体験しかないなど、直接体験する機会が少ないまま成長する子ども・若者が増加しています。

このことが、意欲の低下やコミュニケーション能力の低下につながっているという指摘もあります。

このため、多様な活動機会を確保することにより、活動意欲やコミュニケーション能力の向上、協調性や自立心を育むことが重要です。

## ●男女共同参画への意識づくり

次代を担う青少年が、お互いの人権を尊重し個性と能力を十分に発揮できるような人間形成を図るため、若者等に対する男女共同参画の理解を促進するとともに、男女共同参画の視点から社会全体で青少年や子どもたちを支え育てるための意識啓発が必要です。

**通学合宿か…**

**家から離れて、友だちと一緒にご飯作  
たり、掃除したい…寝るのも一緒だよ。  
とても楽しそうだね！！**



### 【施策の方向性】

- 「千葉県における道徳教育推進のための基本的な方針」に基づき、発達の段階に応じた道徳教材や指導資料を作成・配付し、**道徳教育の推進**を図ります。  
教員向けの研修の実施や、指導力の向上、高等学校における「道徳」を学ぶ時間の実施に向けた準備を進めます。(指導課)
- 幼児・児童・生徒の発達の段階と地域の実情に即して、各教科などの特質に応じた**人権教育**を、教育活動全体を通じて計画的に推進します。(指導課)
- 教員の人材育成事業の実施、全国学力・学習状況の分析による支援を行うことにより、**学力向上**を目指します。(指導課)
- 「子どもの頃から適切な**生活習慣**を身につけることの重要性」や「大人の生活習慣が子どもの健康と健やかな成長に大きな影響を与えること」についての啓発を行います。(健康づくり支援課)
- 千葉県食育推進計画に基づき、健やかな体と豊かな心を持った人づくりを目指し、県民運動として**食育**に取り組みます。(安全農業推進課)
- 児童生徒が栄養や食事の重要性を理解し、自ら管理する能力を身に付け、健全な心身の成長が図られるよう、**食育指導の充実**を図ります。(学校安全保健課)
- 幼児の運動習慣の定着や外遊びを推奨するとともに、児童・生徒の**体力向上**を目指して、「遊・友スポーツランキングちば」や「運動能力証交付」を行います。(体育課)
- 子どもが自主的に**読書**に親しむことができる環境整備や、青少年教育施設における**自然体験・生活体験活動**を進めます。(生涯学習課)
- 子どもたちに社会性が身につく、自主性・協調性を伸ばす、**通学合宿事業の普及**に取り組みます。(生涯学習課)
- 「ちば・ふるさとの学び」テキストの活用や、美術館や博物館における体験事業を通じて、「**郷土の歴史、自然、文化**」の習得を進めます。(教育政策課・文化財課)
- 「**豊かな人間関係づくり実践プログラム**」の更なる効果的な活用を推進するため、各学校からの意見をもとに改善・充実を図ります。(教育政策課・指導課)
- 県民を対象に、男女共同参画への理解を深めるための**男女共同参画講座**を開催します。  
(男女共同参画課)

## I の柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

### 1 自己形成支援・健康と安心の確保

#### 2 健康と安心の確保

##### 【現状と課題】

##### ●相談体制の充実

子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変わる中、不登校、暴力行為、いじめ、自殺、虐待などの課題が依然として続いています。

これらの大きな要因の一つとして、無気力、孤立感、精神的不安など内面の問題があり、相談体制を充実する等、子どもたちの心のケアを行うことが必要です。

また、セクハラなど、性にかかる問題は、自発的な相談がしにくい一面を持つところから、子どもたちが相談しやすい場面、機会をつくることが重要です。

##### ●飲酒・喫煙防止対策

未成年者の飲酒・喫煙は法律で禁止されていますが、多くの喫煙者が未成年から喫煙を開始しており、本県の「平成 21 年度生活習慣に関するアンケート調査」結果では、20 歳未満の吸い始めが 31.4%にのぼっています。

未成年者は、成人よりもたばこによる健康への影響が大きく、ニコチン依存症になりやすいため、喫煙による健康被害から守ることが重要です。

近年、受動喫煙防止対策の社会的関心が一段と高まっていますが、受動喫煙による健康被害を受けないための対応は不十分となっています。

##### ●デート DV の予防

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」(平成 21 年 3 月公表)によると、交際相手からの被害経験があったという回答が、女性 13.6%、男性 4.3%となっています。

また、ちば県民共生センターが平成 22 年度に行った「デート DV に関する大学生意識調査」では、男女とも 20%近くが何らかの被害を受けたと回答しています。

若者が「DVは犯罪となりうる行為を含む人権侵害である」ことを認識し、自分たちの問題として「暴力とは何か」、「相手を尊重する関係とは何か」等について考えることが、青少年の健全な育成、更には将来にわたる DV 防止においても重要となっています。

##### ※デートDV

若い世代に起きている恋人間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

## ●性感染症の予防対策

本県におけるエイズ患者・HIV感染者の発生報告数のうち、20歳代以下が約30%を占め、性感染症については全体の約50%を占めるなど、青少年層の割合が高くなっています。

性感染症が不妊の原因となることもあり、生涯にわたる健康な体の維持増進と、健康な子どもを産み育むためにも、一層の予防啓発が求められています。

### 【施策の方向性】

- スクールカウンセラーの配置の拡大により、教育相談体制の一層の充実を図ります。(学事課・指導課)
- セクハラに関する実態を把握し、効果的防止策を講ずるとともに、相談窓口の周知を図り、よりよい学校環境づくりを進めます。(教職員課)
- 喫煙による健康被害の啓発や、受動喫煙防止対策に取り組みます。(健康づくり支援課)
- 薬物乱用や飲酒・喫煙による心身への悪影響や問題を正しく理解できるように、保護者向けのリーフレットを配布し、啓発を行います。(県民生活課)
- 薬物乱用防止教育の充実や性教育の充実を図ります。(学校安全保健課)
- 高校生を対象としたDV予防セミナーを実施します。(男女共同参画課)
- 青少年を対象とする性感染症の予防のための啓発を進めます。(疾病対策課)

※平成23年3月11日の東日本大震災以降の放射性物質の影響については、国などの関係機関と連携し、適切な情報提供に努めていきます。

### [Column] 薬物乱用について

平成22年中の薬物乱用少年の検挙、補導人員は20人で、前年に比べ2人増加しています。うち覚せい剤取締法違反が15人(前年比+5人)でした。(千葉県警察本部少年課：少年非行概況)

覚せい剤乱用者の多くは、ほんのちょっとした好奇心から安易に使い始めています。この背景として、覚せい剤の恐ろしさが十分に理解されていないこと、精神依存が極めて強いため、ひとたび乱用を始めると自分ではなかなかやめられなくなってしまうこと、暴力団が言葉巧みに勧め大量に供給していること、などがあります。

わずか一時の好奇心のために一生を台なしにしてはなりません。誘われてもはっきり断る勇気を持つことが、乱用者とならない最善の方法です。

自分の体を大切にしないとおね。



## Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

### 2 社会形成・社会参加支援、職業的自立・就労支援

#### 3 社会形成への参画支援・社会参加の促進

##### 【現状と課題】

##### ● ボランティア活動の推進

東日本大震災では、千葉県も大きな被害を受けましたが、被災された方への支援・片付けなど、多くの場で、若者を含めたボランティアが力を発揮しました。

社会の役に立ちたいと思う若者の気持ちを支援するため、県では、ボランティア活動に関する情報の収集、提供及び相談やネットワークづくりを行うとともに、ボランティアに関する講座を企画し、体験活動の普及、啓発に取り組む必要があります。

##### ● 社会参加の促進

また、子どもたち一人一人が、社会で果たすべき役割と責任を自覚し、自ら判断し行動する力など、社会人としての基礎を身につけ、自ら課題を見つけ、解決のために積極的に行動することができるようにする必要があります。

ボランティア活動で、  
色々なことが体験でき、学べるんだ。  
机の前に座ってるだけじゃ  
わからないこともいっぱいあるよね。



##### ● 地域活動への参加促進

私たちの身近な地域社会（コミュニティ）においては、暮らしやすい生活環境を維持していくために、住民が相互に協力しあう様々な地域活動が行われています。

将来を担う若者たちが、積極的にこうした地域活動に参加し、地域社会の一員として地域に関わっていくことが重要です。

### 【施策の方向性】

- 高校生を対象としたボランティア講座が「学校外の学修の単位認定」として位置付けられるよう、各高等学校に対して働きかけます。(生涯学習課)
- ボランティアコーディネーターを常駐させた、「千葉県体験活動ボランティア活動支援センター」を設置し、ボランティア活動・体験活動の広報啓発、情報収集・提供、スキルアップ講座の実践等を行っていきます。(生涯学習課)
- 県民の市民活動団体・ボランティアへの関心・関与を高めるため、市民活動団体やボランティアに関する情報の発信に取り組むとともに、参加の機会を提供します。(県民交流・文化課)
- 地域の青少年相談員や青少年補導員などの制度ボランティアについては、その役割を明確にするとともに、民間団体等の活動との連携を促進します。(県民生活課)
- 「ライトブルー少年賞」や財団法人千葉県青少年協会で行っている「中学生の主張」などの子ども・若者の意見表明や社会参画の取組について、広く県民に方々に広報していきます。(県民生活課)

### [Column] 「ライトブルー少年賞」とは

郷土千葉県の新しい時代を担う、心豊かなたくましい青少年を育成するため、青少年の善意や親切心に基づく善行を広く顕彰し、その気運を全県に広めていこうとするものです。

表彰の対象となる活動は、公共物や自然の愛護、事故防止活動、環境美化活動、善導活動、慰問・奉仕活動などに分かれており、子どもたちが、自主的に社会参画をした活動について、表彰するものです。

昭和49年度に創設され、平成23年度までに38回を重ねてきましたが、この間の受賞者は、個人で372名、団体で207団体を数えます。

このような取り組みを広く県民の皆さんに知っていただき、地域に子どもたちの善意の輪が広がっていくことを期待しています。



みんなが仲良く暮らせる社会の  
実現のためにもボランティアの  
役割はますます重要になる  
ね!!

## I の柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

### 2 社会形成・社会参加支援、職業的自立・就労支援

#### 4 職業能力・意欲の習得／就労等支援の充実

##### 【現状と課題】

##### ●若年者の雇用情勢

若年者の雇用情勢は、バブル崩壊後のいわゆる就職氷河期における新卒者の採用減等により悪化し、また、非正規雇用の拡大により、不安定な労働条件を余儀なくされる若者が増加しました。

平成 17 年ごろからは改善の兆しが見られたものの、平成 20 年 9 月のいわゆるリーマンショックによる景気後退は、超氷河期と呼ばれる若年者の就職難を発生させ、現在も厳しい状況が続いています。

平成 22 年の完全失業率平均でみると、15 歳～24 歳では、9.4%と全年齢の失業率である 5.1%を大きく上回り、また、平成 23 年に大学を卒業した者のうち、進学も就職もしていない者が約 16%（約 9 万人）にのぼるなど、数字の上でも、若年者の雇用情勢の厳しさが伺えます。

その一方で、中小企業等は、求人をしても応募がないなどの「雇用のミスマッチ」も生じており、職業や企業に対する若年者自身の理解を深めていく必要があります。

##### ●農業・漁業の担い手育成

農業・漁業とも、地域に根付く基幹産業ですが、担い手の減少が続いています。農業では、平成 12 年から 22 年の 10 年間に、総農家数が約 20%減少しており、漁業では、平成 15 年から 20 年の 5 年間に、漁業就業者が約 15%減少しています。

また、農業・漁業ともに、就労者の高齢化も進んでいます。

君はどんな仕事に興味があるかな？

社会には、いろいろな仕事があるんだよ！！



### 【施策の方向性】

- 若年者の就労意識を高めるため、**職業理解・企業理解**を進めます。(雇用労働課)
- ジョブカフェちばなどの拠点を中心に、「雇用のミスマッチ」の解消のため、**若年者と企業との相互理解**を促進します。(雇用労働課)
- 新卒未就職者や離職者などの**既卒者の就職支援**の充実を図ります。(雇用労働課)
- 学校教育の中で「生きる力」を育成するとともに、**キャリア教育**などの充実を図ります。(学事課・指導課)
- 将来の職業に対する夢を育む「千葉県夢チャレンジ体験スクール」や、子どもたちが、働く親の姿を参観する「子ども参観日」の取り組みを進めます。  
(生涯学習課)
- 農業・漁業に関する**生産者との交流や体験**などを通じて、知識の習得及び理解の促進を図ります。(担い手支援課、水産課)
- 地域との協同により、一人ひとりの生徒に応じた「**学び直し**」や「**実践的なキャリア教育**」を行い、地域と共に生きる自立した社会人の育成を目指す「**地域連携アクティブスクール**」の設置を進めます。(県立学校改革推進課)

### [Column] 「地域連携アクティブスクール」とは

中学校で十分力を発揮しきれなかったけれど、高校では頑張りたいという意欲を持った生徒に、企業や大学など地域の教育力を活かして、「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行い、自立した社会人を育てる新たなタイプの学校です。

特徴としては、

- ①「できた」「わかった」と納得するまで行う学習指導
- ②職業観や勤労観を育てる実践的なキャリア教育
- ③企業や大学をはじめとする地域との様々な連携
- ④人間性を重視し、生徒の意欲や思いをみる、独自の入学者選抜
- ⑤外部機関と連携した高校生活のきめ細かなサポートを行います。

## Ⅱの柱 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護

### 3 困難な状況ごとの支援

#### 5 困難な状況や、特に配慮を要する子ども・親の支援（重点方策）

##### 【現状と課題】

##### ●ニート・ひきこもり・不登校の子ども・若者の支援

ニート・ひきこもり・不登校など困難を有する子ども・若者が抱える問題は、様々な要因が複雑に絡み合っていることが多いため、関係機関が連携して支援に当たる必要があります。

文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、平成 22 年度の千葉県の公立小学生における不登校児童数は前年度より 19 人増加の 871 人、公立中学校における不登校生徒数は前年度より 65 人減少の 4,182 人、公立高等学校の不登校生徒数は前年度より 130 人増加の 2,506 人であり、小学校、中学校の発生数は全国的にも低い数値ですが、高等学校は高い数値を示しています。

##### ●高校中退者の対策

平成 22 年度の公立高校の中途退学者は 1,651 人で前年度より減少していますが、中途退学の理由は学校生活・学業不適応が多く、フリーターやニートなどにつながっていくことが懸念されているため、退学者数を減らしていくことや学び直しの取組が求められています。

##### ●障害のある子ども・若者への支援

特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒が増加し、特別支援学校においては、それに伴う教室不足や施設の狭隘化の解消が大きな課題となっています。

さらに、特別支援学校等を卒業した生徒の就労支援についても、引き続き、対応を図っていく必要があります。

また、障害に対する理解の不足から、障害のある子ども・若者が差別を受ける事例が多くなっています。

## 【施策の方向性】

- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者に対して、包括的な支援を提供できる体制を整備するため、子ども・若者育成支援推進法に基づいて設置された「千葉県子ども・若者支援協議会」を活用し、各機関同士の連携を推進するとともに、問題の困難化・重症化を予防するための体制づくりを行います。  
(県民生活課)
- 子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介やその他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点「子ども・若者総合相談センター」を設置します。  
(県民生活課)
- 若者の個々の状況に応じた就労支援を行う「ちば地域若者サポートステーション」の充実を図ります。(雇用労働課)
- 関係機関・団体とのネットワークを整備・活用して、より適した就労支援を行えるよう関係機関との連携を強化します。(雇用労働課)
- 「ひきこもり地域支援センター」に、相談窓口を設置し、相談に応じます。  
(障害福祉課)
- 子どもや親が専門的な見地から助言を受けることができるよう、「子どもと親のサポートセンター」やスクールカウンセラー等と連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。(子どもと親のサポートセンター・指導課)
- 障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくするための取組を進めます。  
(障害福祉課)

### [Column] 「千葉県子ども・若者支援協議会」とは

「千葉県子ども・若者支援協議会」は、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項に基づき設置した組織です。  
当協議会は、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の深刻な問題に対応するため、教育、福祉、保健・医療、矯正、更生保護等の官・民による様々な機関でネットワークを構築し、対象となる子ども・若者への切れ目のない総合的な支援のあり方等を検討、実際に支援するための組織です。

千葉県の大人たちが力を合わせてみんなを守ってくれるんだね。



## Ⅱの柱 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護

### 3 困難な状況ごとの支援

#### 6 子どもの貧困問題・経済的支援

##### 【現状と課題】

##### ●「子どもの貧困」とは

平成 22 年「国民生活基礎調査（概況）」（厚生労働省）によると、「子どもの貧困率」は、平成 21 年には、平成 18 年に比べてさらに上昇し、15.7%となったところでは。

また、平成 22 年度「子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」によると、OECD では、2000 代半ばまでの OECD 加盟国の相対的貧困率を公表していますが、我が国の相対的貧困率は、OECD 加盟国 30 カ国中 27 位と高くなっており、特に子どもがいる現役世帯のうち大人が一人いる世帯の相対的貧困率が、加盟国中最も高くなっています。

- ◆貧困線＝等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額（平成 21 年は、112 万円）
- ◆相対的貧困率＝貧困線に満たない世帯員の割合。
- ◆子どもの貧困率＝17 歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない 17 歳以下の子どもの割合。

平成 22 年国民生活基礎調査「用語の説明」から

※貧困率は、OECD の作成基準に基づいて算出されている。

##### ●子どもたちの授業料納付問題

昨今の景気の低迷により、所得の減少など、経済的な理由から、私立高等学校の授業料等の納付が困難な状況にある保護者が増加し、結果として、子どもの進学についての選択肢を狭めることにつながっています。

##### ●貧困の状況にある子どもたちへの学習支援

貧困の状況にある子どもたちに対して、経済的支援のみならず、個別の学習を支援する取り組みが求められています。

子どもたちが経済的な不安なく過ごせる社会にしたいね。

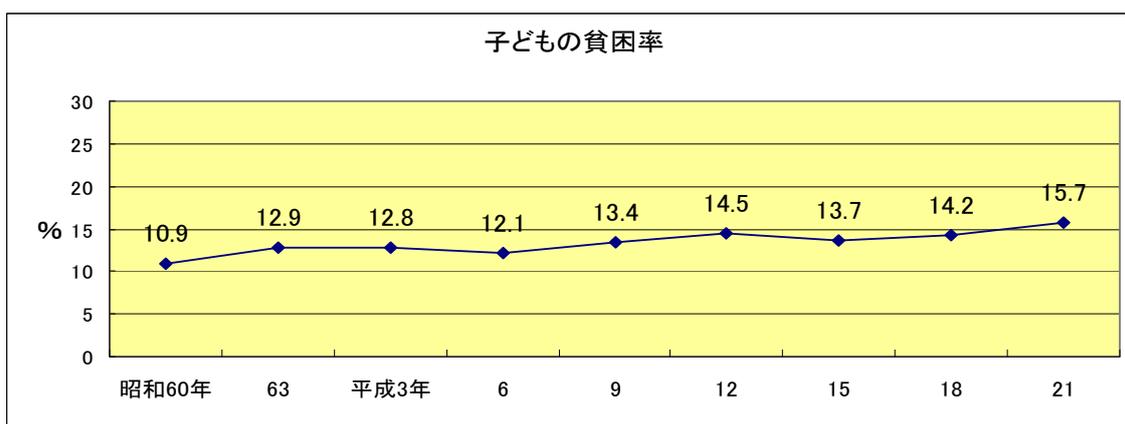


### 【施策の方向性】

- 子どもの医療費について、一定の条件の基に助成を行い、**保護者の負担の軽減**を図ります。(児童家庭課)
- 県内の私立高等学校等が行う**入学金軽減・授業料減免**に対し、**補助の充実**を図ります。(学事課)
- 低所得世帯の子どもたちが高等学校、大学又は高等専門学校へ**修学するために必要な費用の貸付け**を行います。(健康福祉指導課)
- 特別支援学校へ就学する児童・生徒の保護者等に対し、**修学のために必要な費用の一部を支給**します。(財務施設課)
- 高等学校、特別支援学校高等部・専修学校高等課程等の在学者で、**経済的な理由により修学が困難な者**に対し、**奨学金の貸付け**を行います。(財務施設課)

### [Column] 「子どもの貧困率」とは

17歳以下子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下子どもの割合を示す「**子どもの貧困率**」は、**15.7%**と、過去最悪の水準になっています。(出典：2010年「国民生活基礎調査(概況)」)



- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

## Ⅱの柱 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護

### 4 非行・被害防止・保護

#### 7 非行・犯罪防止・立ち直り支援（重点方策）

##### 【現状と課題】

##### ●少年による犯罪

平成 22 年に検挙された、千葉県における万引き・自転車盗等の刑法犯少年の総数は、4,512 人で、前年と比べ、23 人増加しています。

また、不良行為により、補導された少年は、45,763 人で、喫煙・深夜徘徊が全体の 87.3%を占めています。

このような少年による犯罪は、他人への思いやりの欠如や、規範意識の低下が原因となっていると考えられるため、豊かな心の育成を図る「心の教育」に努め、非行・犯罪防止・再発防止と立ち直り支援を進めていく必要があります。



万引き防止対策事業「親子で考えよう非行防止」  
音楽劇「ダメと言える勇気をもって」の様子



子どもの非行防止教室の様子

##### ●薬物乱用

平成 22 年中に、県内で、覚せい剤や大麻などで検挙された少年は 20 人であり、依然として予断を許さない状況にあります。

また、携帯電話やインターネットの普及により入手しやすい状況になっています。

青少年が、正しい知識と強い意志によって、絶対に薬物乱用をしないよう、薬物乱用防止指導員や関係団体と連携し、青少年及び保護者に対する薬物乱用防止教育や啓発活動を行うことが大切です。

子どもたちの非行のサイン  
を見逃さないで！！  
困ったときは、相談機関に  
相談してね。



### 【施策の方向性】

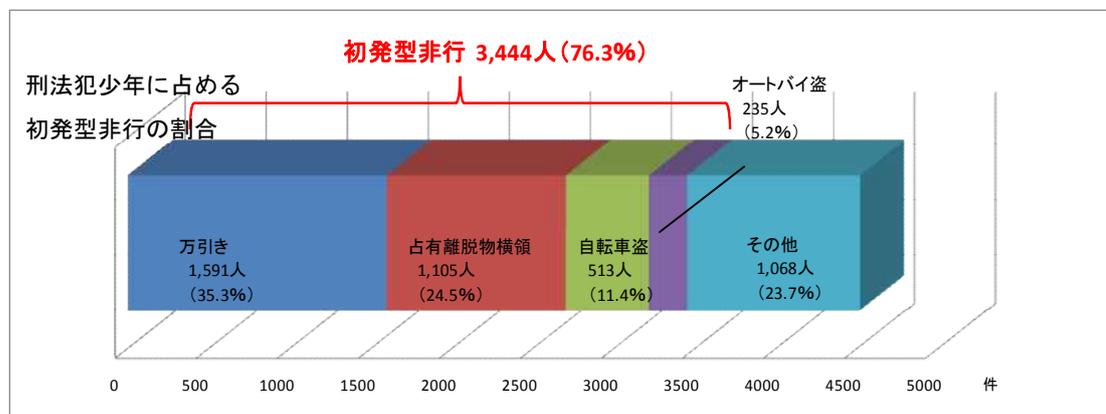
- 児童生徒の社会性や規範意識を育む「心の教育」の充実を図ります。(指導課)
- 「学校警察連絡制度」による連携強化及び「スクール・サポーター制度」の充実を図ります。(少年課)
- 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動を推進します。(少年課)
- 学校・家庭・地域等が一体となった薬物乱用防止教育及び啓発活動を実施します。(薬務課)
- 犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない社会を目指す「社会を明るくする運動」に取り組みます。(健康福祉指導課)
- 保護者向けの「非行防止リーフレット」を作成・配布し、家庭教育の大切さについての啓発を行います。(県民生活課)

### [Column] 初発型非行について

初発型非行とは、犯行手段が容易で、動機が単純であることを特徴とするもので、本格的な非行に深化していく危険性が高い非行をいいます。統計上は、万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領の4つを指します。

特に、万引きは、あまり罪の意識を感じずに犯すケースが多く、小学生の段階から見られます。一度でも万引きをしてしまうと、再び万引きをしてしまう可能性が高まります。絶対に万引きをさせないことが大切です。

また、軽微な犯罪ととらえられる傾向にありますが、空き巣や自動車盗と同じ窃盗罪で、刑法では「10年以下の懲役」と定められた**重大な犯罪**です。もしも、子どもが万引きをしてしまったら、子どもに毅然とした態度で接し、一緒に店舗等に謝罪に行きましょう。



## Ⅱの柱 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護

### 4 非行・被害防止・保護

#### 8 虐待、性犯罪等の被害防止

##### 【現状と課題】

##### ●児童虐待の防止

千葉県平成 22 年度の児童虐待相談の対応件数は、2,522 件に上り、平成 15 年度に比べると、3 倍余りの増加になっています。そのうち、小学生が 930 件、中学生が 352 件、高校生その他が 152 件になっており、全体の対応数の 57%を占めています。

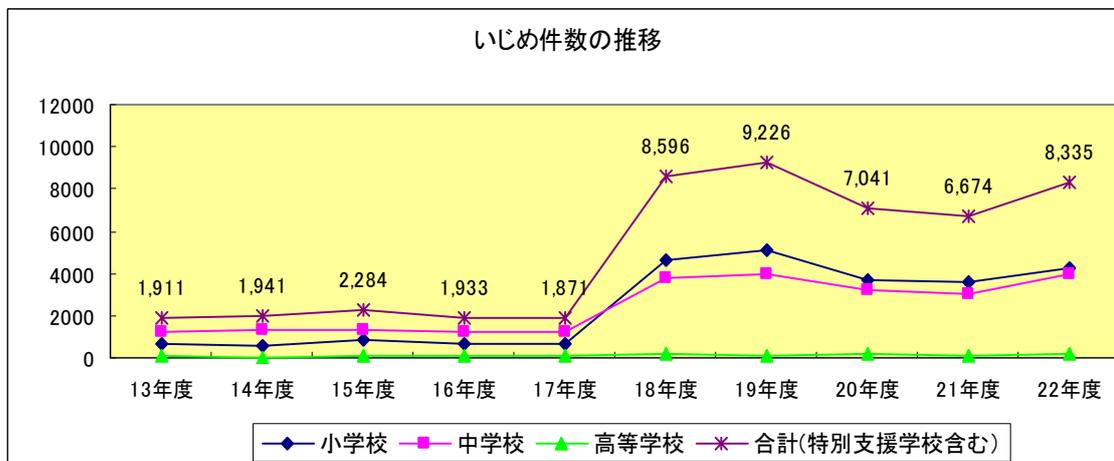
このため、学校現場における対応がさらに重要になってきていますが、在宅のまま家庭養育が継続されているケースや、通告には至らないものの、不適切な養育により、社会性や基本的な生活習慣が欠如している子どもたちのケースについて、学校での適切な対応が必要となっています。

##### ●いじめ問題

平成 22 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、千葉県の小・中・高等学校・特別支援学校におけるいじめ認知件数は、8,335 件で、前年度に比して、1,661 件の増加であり、平成 19 年度をピークに減少していたものが、今回再び大幅な増加となっています。

また、特に小学校において、暴力行為の発生件数も増えるなどの状況もあり、今後もしじめ根絶に向けて未然防止、早期発見、早期解決のための相談体制を充実させる必要があります。

(出典：教育庁指導課「千葉県の問題行動等の概要」)



## ●性犯罪の抑止

インターネット上に氾濫する児童ポルノ事犯をはじめ、少年の福祉を害する犯罪は後を絶たず、福祉犯検挙人員は、平成 20 年が 331 人、平成 21 年が 391 人、平成 22 年が 421 人（「ちばの少年非行」平成 23 年度版：千葉県警察本部）と、年々増加傾向にあります。特に、児童ポルノや児童買春など、少年の性を対象とする犯罪については、被害児童への心理的・身体的影響ははかり知れず、これらの犯罪の取締りや、被害児童への立ち直り支援を効果的に推進していく必要があります。

### 【施策の方向性】

- 教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくり、児童虐待防止ネットワークの構築等が必要であるため、**教職員の研修の充実**を図ります。（指導課）
- スクールカウンセラー等を、公立中学校全校と県立高等学校 70 校に配置して、校内教育相談体制の充実を図り、子どもたちの心のサインを見逃さない体制づくりの強化に努めます。**（指導課）
- 少年の心理、特性に関する専門的知識・技能を有する**少年補導専門員**による被害児童へのカウンセリングを実施します。（少年課）
- 県内の全市町村に「**要保護児童対策地域協議会**」が早期に設置されるよう、専門的人材の確保が困難な市町村に**専門家を派遣し、関係機関連携のネットワークの構築**を図ります。（児童家庭課）
- いじめ問題に悩む子どもや保護者がいつでも相談できるよう、休日・夜間を含めた**24時間のいじめ電話相談**を行います。（子どもと親のサポートセンター）

青少年を守る  
条例だよ！！

### [Column] 「千葉県青少年健全育成条例」とは

千葉県の青少年(小学校就学の始期から 18 歳未満)が、健康で明るく、心身ともに健やかに育つよう、必要な環境の整備を図るとともに、これを阻害するおそれのある行為を防止するための条例です。ぜひ知っておきましょう。

主な内容は、

- 青少年にとって特に有益な映画・図書等の推奨
- 著しくわいせつ、粗暴、残虐、犯罪を誘発する本・雑誌・DVD・玩具等を有害図書・有害玩具として指定すること、また、これらを青少年に販売する等の禁止
- 青少年の心身の未成熟に乗じた不当な手段による性行為又はわいせつな行為の禁止
- 深夜（午後 11 時から午前 4 時まで）に外出することの制限
- 深夜にカラオケボックス、インターネットカフェ、マンガ喫茶、個室ビデオ店へ入場することの禁止



## Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

### 5 地域社会の連携の強化

#### 9 家庭・学校・地域の連携

##### 【現状と課題】

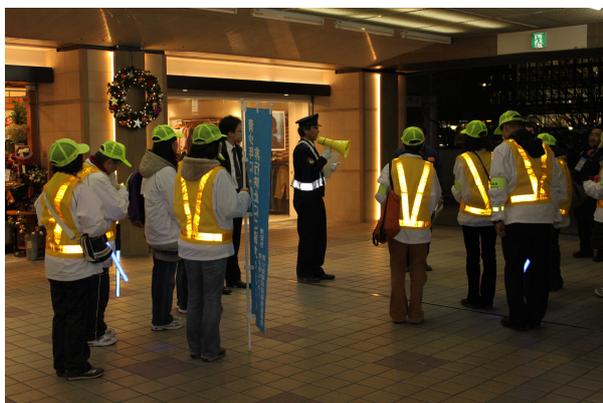
##### ●家庭教育の支援

地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会が少なくなるなど、子育てや家庭教育を支える地域環境も大きく変化し、家庭や親の教育力の低下も指摘されています。

子育て家庭は、孤立感や不安感を抱く場合も多く、それを取り除くことや親であるための、あるいは、親となるための学習を支援する取組の必要性が高まっています。

##### ●家庭・学校・地域の連携

青少年の健全育成のためには、「地域そのものを大家族」ととらえ、**地域の子どもは地域みんなで守り育てる**という発想で、家庭・学校・地域が連携を図り、教育を核とした新しいコミュニティの構築を図るため、「地域とともに歩む学校づくり」を推進する必要があります。

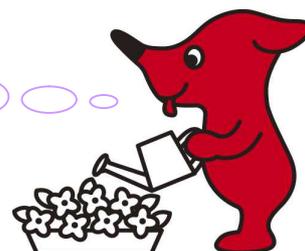


県下一斉合同パトロール  
(浦安市青少年補導員連絡協議会)



親子ハゼ釣り大会  
(一宮町青少年相談員連絡協議会)

地域の子どもは、地域  
で守り育てていくことが大  
切だよ！！



### 【施策の方向性】

- 県全体の家庭教育支援を一層充実させるため、**情報交換**や、**課題解決**に向けた**協議の場**を通して、市町村の取組を支援します。(生涯学習課)
- 働く父親・母親への家庭教育支援のため、**企業との連携**に取り組みます。  
(生涯学習課)
- 家庭教育で直面する問題への知識や手立てを掲載した**ウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」**の**充実**に取り組みます。(生涯学習課)
- 子どもの発達段階に応じ、心の成長、親子のコミュニケーションなど、子育ての悩みについての家庭教育支援資料として開発した**「学校から発信する家庭教育支援プログラム(CD)」**の活用促進に取り組みます。(生涯学習課)
- 青少年育成千葉県民運動の推進母体である(財)千葉県青少年協会等と連携し、**「家庭の日」、「少年の日」**の普及・啓発に取り組みます。(県民生活課)
- 私立幼稚園**の子育て支援活動への補助を行います。(学事課)
- 子どもたちに社会性が身につく、自主性・協調性を伸ばす、**通学合宿事業の普及**に取り組みます。(生涯学習課)
- 学校と地域がより一層連携を深め、安全・安心で開かれた学校づくりを進めるため、**「開かれた学校づくり委員会」**の活動を推進します。(生涯学習課)
- 学校を会場として地域住民が自由に参加し、本音で語り合う**「学校を核とした県内1,000か所ミニ集会」**事業に取り組みます。(生涯学習課)
- 地域ぐるみで学校教育を支援する体制づくりを進めるため、**地域とともに歩む学校づくり**を推進します。(生涯学習課)
- 子どもたちを対象に、放課後や週末等に余裕教室を活用し、地域の人々の参画を得て、勉強やスポーツ、交流活動等に取り組むため、**放課後子ども教室**を推進します。  
(生涯学習課)
- 保護者や地域住民が、学校運営協議会を通じて学校運営に参画し、より良い教育の実現とともに、**地域に開かれ、地域に支えられる学校づくり**を目指す**「コミュニティ・スクール」**の設置を進めます。(生涯学習課)
- 地域との協同により、**地域と共に生きる自立した社会人の育成**を目指す**「地域連携アクティブスクール」**の設置を進めます。(県立学校改革推進課)



チャレンジキャンプ2010  
(流山市青少年相談員連絡協議会)



のさかフロンティア学寮(通学合宿)  
(匝瑳市青少年相談員連絡協議会)

### Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

#### 5 地域社会の連携の強化

## 10 多様な主体による取組の推進と関係機関の機能強化（重点方策）

### 【現状と課題】

#### ●関係機関の連携の強化

子ども・若者育成支援活動のためには、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員がそれぞれの役割を果たす必要があります。

現在、子ども・若者育成支援活動を行っている団体には、青少年相談員や青少年補導員などの「制度ボランティア」や、ボーイスカウトやガールスカウト、子ども会など、全国的に組織があり各地域で活動している団体、自治会やPTAなど、地域や学校で活動している団体、さらには、市民活動団体など様々な団体等があります。

こうした子ども・若者育成支援団体等の活動を活発化していくためには、個々の団体の活動内容の充実とともに、それぞれの団体の横の連携が不可欠です。

特に、地域におけるつながりの弱体化が指摘されていることから、家庭や地域の機能を補完する各団体の多様な活動を支援する必要があります。

そこで、相談体制の充実や、各団体の活動を支援するため、各団体間の連携を強化し、情報の共有化と協力体制の整備を進めることにより、今後、各団体の活動が、今以上に子ども・若者のニーズに即したものとなるよう、活動の見直しや充実を図るとともに、様々な活動内容を地域住民にPRしていく必要があります。



県央地区つどい大会（段ボールハウス作り）  
（県央地区青少年相談員連絡協議会）



星の村キャンプ（山武市青少年連絡協議会）

### 【施策の方向性】

○社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者に対して、包括的な支援を提供できる体制を整備するため、子ども・若者育成支援推進法に基づいて設置された「千葉県子ども・若者支援協議会」を活用し、各機関同士の連携を推進するとともに、問題の困難化・重症化を予防するための体制づくりを行います。

(県民生活課)

○青少年育成千葉県民会議（(財)千葉県青少年協会）と連携し、青少年育成市町村民会議の県内全市町村の設置を促進し、地域における青少年健全育成活動の基盤強化を目指します。

また、子ども・若者育成支援団体の総合調整機能を充実させ、各団体等の情報を一元化して県民に発するなど、情報の共有化を促進します。(県民生活課)

○社会教育関係団体の求めに応じ、適切な指導・助言及び助成を行います。

(生涯学習課)

○地域社会における様々な諸課題の解決に向け、市民活動団体、市町村、学校、企業、地縁組織など多様な主体による連携・協働の体制整備を促進します。

(県民交流・文化課)

○地域の青少年相談員や青少年補導員などの制度ボランティアについては、その役割を明確にするとともに、民間団体等の活動との連携を促進します。(県民生活課)

○地域の民生委員・児童委員及び主任児童委員との協力、連携関係を築き、地域の子ども・若者の実態等について、情報の共有化を促進します。

(健康福祉指導課・児童家庭課)

### [Column] 「青少年相談員」とは

青少年相談員制度は、青少年の健全育成を担う組織の必要性や地域ぐるみで青少年を健全に育てることの重要性が増す中、昭和38年10月に発足しました。まもなく50周年を迎える、千葉県独自の歴史ある制度です。

地域社会における青少年健全育成活動の積極的な推進を図るため、青少年相談員には、青少年と真に一体となり、共に喜び、共に語り、共に行動し、青少年のよき理解者、よき相談相手となることが求められています。

市町村長の推薦に基づいて知事が委嘱しており、年齢は委嘱時に25歳以上45歳未満、人数は、概ね1小学校区5名を基準にして全市町村に配置（定数4,332名）しています。

スポーツやレクリエーション、自然体験などに、地域の子どもたちと一緒に取り組んでいる、みんなのお兄さん、お姉さんだよ。



## Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

### 6 社会環境の見直しと整備

#### 11 子どもを守る環境の整備と情報化社会への対応（重点方策）

##### 【現状と課題】

##### ●携帯電話・インターネット対策の実施

パソコンや携帯電話などの情報通信機器の発達と普及は目覚ましく、情報収集や情報交換の手段としてだけでなく、コミュニケーション・ツールとして大きな役割を果たしています。

その一方で、アダルトサイト、出会い系サイト、犯罪や自殺を誘引するサイトなどの青少年有害情報が氾濫しており、青少年が被害者や加害者になる事件や、トラブルに巻き込まれるケースが増加しています。

また、パソコンや携帯電話への依存による弊害や、いじめの手段に使われるなど、青少年の発達段階に応じたネット上の情報を取捨選択して活用する能力を育成する必要性が高まっています。

##### ●犯罪にあいにくいまちづくりの推進

刑法犯認知件数は減少しつつありますが、空き巣やひったくり、自動車の盗難など県民の身近で発生する犯罪は依然として高い水準にあります。

また、刑法犯全犯罪の約8割は、道路や駐車場など県民の身近な生活空間で発生しており、青少年が犯罪に巻き込まれることが懸念されています。

このため、誰もが安全で安心して暮らせる犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するためには、県民一人ひとりの意識の高揚と主体的な取組が求められています。

パソコンや携帯電話はとっても便利だけど、使い方を間違えると大変なことになるよ。

君は、使うときのルールをちゃんと守っているかな？？



### 【施策の方向性】

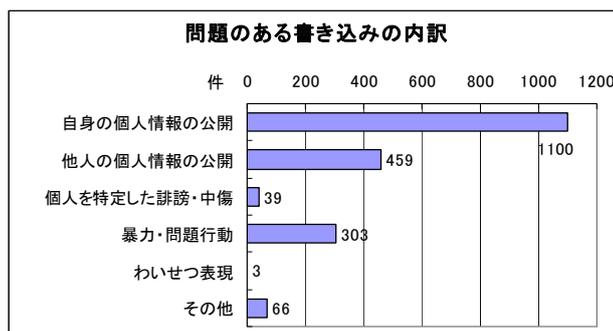
- 安全で安心なまちをつくるための体制の整備を推進します。（生活・交通安全課）
- 住民・市町村・警察などと合同で現地診断を行い、犯罪の防止に配慮した環境整備に取り組みます。（生活・交通安全課）
- 子どもたちが安全で安心な学校生活を送るために、地域と連携し、安全教育の推進を図ります。（学校安全保健課）
- 千葉県青少年健全育成条例に基づき、書店等への立入調査の実施や、有害図書等の指定などにより、青少年にとって良好な環境の整備に努めます。（県民生活課）
- インターネット上の有害情報から青少年を守るため、千葉県青少年健全育成条例の改正を含めた対策に取り組みます。（県民生活課）
- 青少年補導員との連携を強化し、社会環境整備活動事業を支援します。  
（県民生活課）
- 暴走族等による指導取締りを強化し、再発防止・離脱相談に努めます。  
（交通捜査課）
- 子どもたちの情報活用能力を育成するため、ネット上の情報を取捨選択して活用する能力や情報モラルの向上を図るとともに、生徒や保護者にリーフレットを配布し、啓発を図っていきます。（教育庁指導課・県民生活課）

### [Column] 「ネットパトロール」とは

平成 23 年 4 月から、中・高生を主な対象として、ネットによるいじめ、非行、犯罪から守るため、青少年の利用頻度が高いサイト（プロフ、ブログ、掲示板等）の監視を行う青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）を実施しています。

平成 24 年 2 月までの 11 ヶ月間の状況を見ると、内容の内訳は、自身の個人情報の公開、他人の個人情報の公開、暴力・問題行動、個人を特定した誹謗中傷の順に多く、中 3～高 2 が全体の 83.1%を占めています。また、性別では女子が 84.7%と高い割合になっています。全 1,970 件（1,165 人）のうち、緊急対応が必要なものは 3 件、生徒指導や削除依頼が必要な生徒は 304 人でした。

これらについては、各教育委員会を通じて各学校に情報提供し、対応を図っています。



## Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

### 6 社会環境の見直しと整備

#### 12 子どもを育てる環境の見直し

##### 【現状と課題】

##### ●ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事（ワーク）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、誰もが働きやすい職場や社会環境を整えていくことが子どもを安心して育てていくために必要です。

しかしながら、企業の両立支援への理解は十分とはいえず、業績不振や震災後の雇用環境の変化により、両立支援推進の機運が失速しています。

このため、仕事と家庭の両立を含む「ワーク・ライフ・バランス」を経営戦略の一つと捉えて、一層の普及を図る必要があります。

##### ●ライフスタイルに応じた多様な働き方

男性も女性も、雇用・就業形態の多様化に対応し、ライフスタイルに応じて、柔軟に働き方を選択でき、能力を発揮できる雇用環境を整備することが必要です。

##### ●女性労働者を取り巻く環境

女性労働者を取り巻く環境は、男女雇用機会均等法等の法制面での充実が図られてきたことにより、一定の改善は図られています。

しかし、本県が平成21年11月に行った「出産・子育て期における男女労働実態フォロー調査」によると、出産・子育てを機に退職した元社員の再雇用をしていない事業所が45.2%を占めています。

また、女性は、再就職をしても非正規雇用の割合が高く、正社員との賃金格差が、女性が貧困に陥りやすい状況を作っているなどの現状があります。

就業を望む女性が、子育て・介護等により就業を中断することなく継続できるよう支援するとともに、就業を中断した場合でも、希望に沿った再就職などができるように再チャレンジへの道を開くことが必要です。



県内の企業の中には、企業内託児所を作ったり、子ども向けのイベントを開催したりして、地域と一体となって子育てしやすい環境を作っているところもあるよ。  
こういう取り組みも、「**フラスワン**」だよ。

### 【施策の方向性】

- ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーなどを開催し、その考え方を普及していきます。  
また、仕事と家庭の両立などに取り組んでいる企業を公表することにより、社会的な機運を高めていきます。(雇用労働課)
- 男女が共同して参画することのできる環境づくりに積極的に貢献している事業所を表彰し、これを広く紹介していきます。(男女共同参画課)
- 仕事と家庭の両立支援アドバイザーを企業に派遣し、個別企業の事情に応じた支援を行います。(雇用労働課)
- 就業についての個別相談や、再就職支援セミナーを開催するなど、女性の再就職を支援します。(雇用労働課)
- 求職者に対して、専門学校、NPO法人等に委託し、再就職のための訓練を行います。(産業人材課)

### [Column] 「社会全体で子育てを応援」！！

千葉県では、社会全体で子育て家庭を応援する取組みの一つとして、「企業参加型子育て支援事業（チーパス事業）」を実施します。様々な企業が、自分たちができる子育て応援サービスを提供しあい、子どもを持つご家庭を応援するもので、例えば、割引サービスや、ポイントサービス、授乳やおむつ交換場所の提供などの取組みを行います。

このほか、企業によっては、自社の社屋内に託児所を開設して社員の子育てを応援したり、子ども向けのイベントを開催するなど、地域と一体となって子育てしやすい環境を推進していたり、子どもたちを「学び育つ主人公」と捉え、地域の理解を得ながら、独自の保育方法で運営されている保育園など、様々な工夫を重ねているところもあります。

女性が働きやすい環境を整えていくためには、男性の家庭での役割がとても大切なんだよ。  
社会のみんなで、子どもたちを支えていこうね。



